

森林の伐採には届け出が必要です

自分の山の木なら自由に伐ってもいい。そう思っている森林所有者はいまぜんか。個人所有の山であっても、森林を伐採するときは「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。

●対象となる森林

保安林を除く民有林が対象となります（保安林は、県知事の許可となります）。伐採を行う場合、その目的、樹種、方法、面積などに関わらず届け出が必要です。

町内で林業を営む場合、原木を採取する場合なども届け出が必要となりますのでご注意ください。

●届出の必要がない場合

▼法令または、これに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合

▼林地開発行為の許可を受けた人が伐採する場合

▼森林施業計画などにおいて定められ

た伐採を行う場合

▼測量などのため、別の許可（森林法第49条第1項）を受けて伐採する場合

▼立入調査など（森林法第188条第2項）のため伐採する場合

▼特用林として指定されたものを伐採する場合

▼自家用林として指定されたものを伐採する場合

▼非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

▼除伐（育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業のこと）をする場合

●届出の時期

伐採を始める90日前から30日前までに届け出が必要です。

●届ける人

森林所有者が自ら伐採するときは、森林所有者が届け出ます。山林の立木を買い受けて伐採するときは買受人と

森林所有者が連名で届け出ます。

●伐採および伐採後の造林計画

主伐（一定の林齢に生育した立木を、用材などで販売するために伐採すること）を行う場合は、伐採届に合わせ、造林計画書の提出が必要です。

●無届で伐採を行った場合

無届の場合や変更命令、遵守命令に従わない場合には、森林法第207条の規定により、30万円以下の罰金が科せられることがあります。

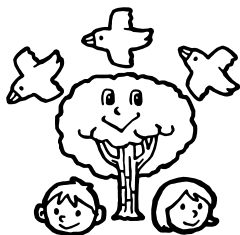
●林地開発許可（森林法第10条の2）

地域森林計画の対象となっている民有林（保安林、保安施設地区などを除く）における開発行為（土石または樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をいう）で、面積が1ヘクタールを超える場合は、林地開発の許可が必要です。

●届出・問い合わせ

農林商工課（☎766・8709）

森林ボランティア里山倶楽部 活動メンバー募集



「森を守り、育て、活かし、ひろげる」活動を通して森と親しみ理解を深め豊かな森づくりを進めることを目的として、森林ボランティア活動を行っています。自分のペースで行う楽しい活動です。気軽に参加してください。

▶活動日・場所

①朽原めぐみの森＝第1日曜日と第3日曜日

②内馬場の森＝第2日曜日と第4日曜日

▶対象森林ボランティアに興味のある人

▶活動内容山林の植林、下草刈り、間伐、枝打ちなど

▶その他ナタ、のこぎり、ヘルメットは貸与します

▶申込・問合せ農林商工課（☎766－8709）

人権作文

「人への思いやりについて」

私は、ときどき友達にとってもえらそうに注意したりしてしまいます。えらそうに言っても、聞いてくれないけど、やさしく言うと、みんな「わかった。」と言って、ちゃんと聞いてくれます。だから、やさしく言うようにしています。

あと、友だちに宿題の答えを教える事は、前まで思いやりなのかなと思っていたけど、それはその友だちのため

にならないから、思いやりではないと思うようになりました。やり方を教える事の方が、うんとやさしい事なんだと思いました。自分のやり方を教えて、「ありがとう。」と言われると、とてもうれい

です。バスや電車の中で、お年寄りの人を見かけたら、席をゆずると、とてもうれいそうに「ありがとう。」と言ってくれるので、私もうれいになります。今後も、電車やバスに乗る機会があったら、おじいさんやおばあさん、いろいろな人に席をゆずりたいと思います。

私は、前にかんちがいをされました。授業中にとりの

狩猟解禁期間中は事故防止に努めましょう

平成22年11月15日から平成23年2月15日までは、狩猟が解禁となります（二ホンジカおよびイノシシについては、兵庫県全域で同3月15日まで猟期が延長されています）。狩猟解禁期間は入山者・狩猟者も次のことに注意し、事故防止に努めましょう。

【入山される皆さん】

①目立つ服装で入山して注意してください②休日はハンターが集中して狩猟しますので、特に注意しましょう③全国各地でクマが出没しています。鈴、ラジオなど音の出る物を身に付けて出かけましょう。

【狩猟者の皆さん】

①狩猟マナーの厳守に心がけ、法令違反にならない行為であっても、他人の迷惑となる行為は慎み、猟場が人家近くではないか十分確認し、心にゆとりのある狩猟に心がけましょう②銃の発砲にあたっては、あせらずに必ず獲物の確認をしましょう③狩猟では、目立つ服装や帽子を着用しましょう④銃猟ができない場所では絶対にしないようにしましょう⑤銃の持ち運びや自動車内、家での保管は決まった方法を守りましょう⑥「わな」には決められた標識を付け、見回りを励行しましょう⑦猟犬の管理を徹底し、必ず連れて帰りましょう⑧焚き火やたばこの火の始末には十分注意をしましょう。

問い合わせは、農林商工課（☎766－8709）へ。



消費生活の アドバイス

> 192 <

地上デジタル放送に便乗
した商法にご注意ください

《質問》アナログ放送から地上デジタル放送への移行をケーブルテレビの「光回線」で対応するつもりでいたのに、大手電話業者と名乗る担当者を「光回線」の営業と思い自宅まで面談した。

業者は「光回線」にすると、今の固定電話が使用できなくなる。先に電話工事と電話機の設置が必要だ」と言ったので、地上デジタル放送にすると固定電話も買い替えなくては行けないのかと思い、60万円の個別クレジットを契約した。それに基づき、家の中に卓上アンテナ3台とテレビ4台を取り付けたが、テレビは「光回線」になっておらず、地上デジタル放送対応にもなっていない。どうすればいいか。

《回答》固定電話契約と地上デジタル放送の受信は関係がありません。契約書面で事実関係を確認すると、当該契約は固定電話機器の契約で地上デジタル放送対応の契約ではないことがわかったため、業者とクレ

ジット会社に連絡し、「光回線」にすると固定電話が使用できない」という不実の告知などの問題点を伝え、解約することができました。

悪質商法に注意ください
来年の7月24日に地上アナログ放送が終了し完全デジタル化されます。テレビの画面右上にアナログという文字が出ているテレビは、デジタル放送の対応が必要です。

デジタル放送を見るためには、通常は①対応アンテナの取り付け②ケーブルテレビに加入③デジタルチューナーを取り付けるなどの方法があります（地域によって対応が違いますので、詳しくは企画財政課☎766・8711）に問い合わせてください。

事例のような地上放送のデジタル化に便乗した悪質商法の相談は全国的にあり、総務省の調査や放送局を名乗り、地上デジタル放送を受信するための費用を請求したり、工事の勧誘や身に覚えのない代金の請求を受けることなどが見受けられます。

業者はテレビの地上デジタル放送対策に合わせてIP電話・インターネットサービスを勧めてくる場合がありますが、それらは地上デジタル放送の視聴とは無関係の商品・サービスです。本当に必要かを検討しましょう。

疑問な点は、消費生活相談コーナー（☎766・1110）へ。